

特別養護老人ホームあそか苑運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明照会が開設する特別養護老人ホームあそか苑（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホームあそか苑

所在地 伊丹市中野西 1-18

(入居定員)

第4条 施設は、その入居定員を59名とする。（ユニット型個室59名）

2 ユニット数は6ユニットで、ユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

10名定員：2ユニット、11名定員：2ユニット、8名定員：1ユニット

9名定員：1ユニット

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させないものとする。

第二章 人員

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者） 1名（サテライト兼務）

施設長（管理者）は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。

(2) 医師 1名

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 2名

生活相談員の職務は、入退居における面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員 入居者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 19名以上、看護職員 3名以上

介護職員の職務は、入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員の職務は、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上（サテライト兼務）

管理栄養士（栄養士含む）の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等に関すること、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝などとする。

(8) 事務員 1名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

第三章 設備

（居室）

第6条 入居者の居室は全室個室とし、居室には、ベッド・枕元灯等を備品として備える。

（共同生活室）

第7条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

（調理室）

第8条 火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

（診療所）

第9条 施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。診療所には、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(浴室)

第10条 浴室は入居者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面設備及び便所)

第11条 洗面設備及び便所は居室ごとに設ける。

(事務室)

第12条 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

(その他の設備)

第13条 施設には、その他の設備として、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーター・避難器具などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 施設の入居可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入居)

第17条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第18条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退所後に

置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居記録の記載)

第19条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の取扱い)

第20条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。

- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- 3 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

(保険給付のための証明書の交付)

第21条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉サービスに係る支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付することとする。

(施設介護サービス計画)

第22条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得なければならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

第23条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭をさせる。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、前各項の他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 7 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第24条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- 2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第25条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第26条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

- 2 当施設では、嘱託医が勤務しているが、主に健康管理を目的としており、長期にわたる治療や、重篤な医療行為が必要な入居者については対応できない場合がある。また、医療器具の入居や医療的処置が必要な場合は、以下の対応とする。

留置カテーテル	① 施設内での留置カテーテルの交換はできない。 ② 交換、処置、緊急時は、外部の病院への受診とする。 ③ 受診が不可能になった場合は、往診での対応とする。（自費での対応です。）
酸素療法	① 酸素ボンベの切り替えや酸素の流量の変更は、介護職員ではできない。

	② 5L/分以上の酸素流量になる場合、施設での対応ができない可能性がある。
インシュリン	① スケール打ち（血糖の値に応じた注射）でも対応は可能。 ただし、看護師が常駐している時間での対応となります。 ② 1回/日のみ注射でのコントロールの対応で、それ以上の回数は対応できない可能性がある。
医療用麻薬	① 介護職員では服用、貼用の介助はできない。 ② 看護師の勤務する時間内での対応とする。 ③ 痛みのコントロールができず、使用量が増えたりする場合は、施設での対応ができなくなる可能性がある。
吸引	① 看護師が常駐時間内での対応のみ可能。 ② 介護職は、資格取得者のみの対応。 ③ 夜勤帯も含めて、常時対応できる職員が配置されていない場合もあるので、吸引の回数が増えると施設での対応できなくなる可能性がある。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第27条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

（相談及び援助）

第28条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与）

第29条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者の為のレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（利用料）

第30条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護

保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(その他の費用)

第31条 施設は、前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費
 - (2) 食費（おやつ代別）
 - (3) 医療費 実費（歯科代、薬代）
 - (4) 理美容代 実費
 - (5) 死後の処置等に係る費用
 - (6) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、入居者が希望し日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について記した文書を交付して説明を行い、文書により入居者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
 - 3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

(協力医療機関)

第32条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第33条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び県連を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第35条 施設は、運営規程の概要・従業員の勤務の体制・協力病院・入居料・苦情解決の仕組みその他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第36条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第36条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（6カ月に1回以上）実施する。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための専任の担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(苦情の処理)

第37条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

(禁止行為)

第38条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 指定した場所以外で喫煙し、または施設内で火気を用いること
- (3) けんか、口論、泥酔等で他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (5) その他施設長（管理者）が定めたこと。

(施設の入居に当たっての留意事項)

第39条 生活相談員等は、入居者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に入居者に対して次の各号の事項に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入居生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう入居する。

(事故発生時の対応)

第40条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第41条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第42条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、従業員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(就業環境の確保等)

第43条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものなど（以下「職場におけるハラスメント」という。）により、従業員の就業環境が害されることを防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントを防止するための施設の方針等を明確にするとともに、その内容について従業員に周知・啓発を行う。
 - (2) 施設は、従業員からの相談（苦情を含む）に応じるとともに、適切に対処するために必要な体制を整備する。
- 2 施設は、入居者等からの著しい迷惑行為（以下、「カスタマーハラスメント」という）の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設は、カスタマーハラスメントにより、メンタルヘルスが不調となった従業員の相談に応じるとともに、行為者に対して、被害者一人に対処させない等の適切な配慮を行う。
 - (2) 施設は、被害防止のため、マニュアルの作成や研修の実施など、業務状況等に応じた取組を行う。

(暴力団等の影響の排除)

第44条 施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第45条 施設は、その提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第46条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第47条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第48条 施設は、適切な施設サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(その他の事項)

第49条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 施設は、従業者の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

3 施設は、従業者に対し身分証明書を発行し、従業者はその勤務中はその身分証明を携行する事により、入居者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。

4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

5 施設の従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

(補 則)

第50条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設長（管理者）が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。